Ｗｅｂ約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにＷｅｂ約款※を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、ＳＤＧｓにおける17の目標のうち「12. つくる責任　つかう責任」につながる取組みです。 ※「Ｗｅｂ約款」とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。

- スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます
- 文字を拡大して閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs 12 つくる責任 つかう責任

Web約款の閲覧方法

1．フコクしんらい生命 Ｗｅｂ約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンなどから
ＱＲコードを読み取り、
アクセスしてください。

ＵＲＬを入力する方法

つぎのＵＲＬまで
アクセスしてください。

https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/

ご契約成立（保険証券到着）後

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンなどから
ＱＲコードを読み取り、
アクセスしてください。

ＵＲＬを入力する方法

つぎのＵＲＬまで
アクセスしてください。

https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/

2．該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。ＰＤＦファイルが開きます。

商品名　：　定期保険
販売名称：　だいじょうぶ

上記商品の「ご契約のしおり・約款」を
選択してください。
取扱窓口は「一般代理店」です。

① 「ご契約のしおり・約款」の中から
該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
② 取扱代理店「その他一般代理店からご加入」を
選択してください。
③ 上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択して
ください。

※ＱＲコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望する」に〇を付けてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】
フコクしんらい生命保険株式会社
〒160-6132　東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL　03-6731-2100（代表）
ホームページ　https://www.fukokushinrai.co.jp

51240404(24.04)　募AFS1423051(24.2)

フコクしんらい
smart life partner

2024年4月

だいじょうぶ

定期保険

定期保険

ご自身・ご家族の必要保障

- お客さまのニーズにあわせてさまざまな保障をご選択いただけます。
- お手頃な保険料で一定期間の保障を確保いただけます。

HELLO KITTY
© 2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L646485

商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報

「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

定期保険

だいじょうぶ

お客さま　のライフプランにあわせて、一定期間　のさまざまな保障をご準備いただけます

			支払事由	保険期間	対象ページ
主契約	死亡/高度障害	定期保険	■ 死亡されたとき ■ 所定の高度障害状態になられたとき	【年満期】5～30年（5年刻み） 【歳満期】55～100歳（1歳刻み）	P.3～4
＋	がん	がん保障定期保険特約	■ 初めてがんと診断確定されたとき 死亡/高度障害の保障もあり	【年満期】5～30年（5年刻み） 【歳満期】55～85歳（5歳刻み）	P.5
特約	特定疾病	特定疾病保障定期保険特約	■ 初めてがんと診断確定されたとき ■ 急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき 死亡/高度障害の保障もあり		P.6
	認知症・要介護	介護保障定期保険特約	■ 所定の認知症と診断確定されたとき ■ 要介護 2 以上に認定されたとき 死亡/高度障害の保障もあり		P.7
	MCI・要支援（認知症・要介護も含む）	軽度介護保障特約	■ 軽度認知障害（MCI）と診断確定されたとき ■ 所定の認知症と診断確定されたとき ■ 要支援 1・2 に認定されたとき ■ 要介護 1 以上に認定されたとき ■ 2 年ごとまたは保険期間満了時に生存しているとき＊ 高度障害の保障もあり		P.8

お支払いする金額等については次ページ以降をご確認ください

お客さまのニーズに合わせてさまざまな特約を付加できます

＊ 生存給付金特則を付加した場合、「予防・治療給付金」（生存給付金）をお受け取りいただけます。

お客さまのニーズにあわせて一定期間　の保障をご準備いただけます

キホンの保険

定期保険 ＊1

特徴1　**万一**に備えることができます
死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします

特徴2　ご自身のライフプランにあわせて
保険期間や**保険金額**をお選びいただけます

特徴3　ニーズにあわせて**各種特約を付加**することで、
必要な保障をお選びいただけます

［しくみ図］

選べる金額範囲 ＊2　100万円 ～ 3億円

がんの保障もプラス　P.5
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の保障もプラス　P.6
認知症・介護の保障もプラス　P.7
軽度認知障害（MCI）・要支援の保障もプラス　P.8

＊1 くわしくは、16ページ以降の「契約概要」をご確認ください。
＊2 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。

万一のときに備えておきたいこと

万一のときには整理資金が必要です。

葬儀費用合計（全国平均額）　出典1

およそ **133** 万円

各項目の全国平均額

基本料金：	67.8万円
飲食費：	20.1万円
返礼品：	22.8万円
お布施の費用：	22.4万円

お墓関連費用合計　出典2

およそ **294** 万円

内　訳

霊園使用料〈貸付時のみ〉（4.0m²）：	123.2万円
霊園（年間）管理料：	3,680円
お墓の建立費用：	170.7万円※

出典1：株式会社鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」をもとに当社作成
［基本料金］斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式（固定費）
［飲食費］通夜ぶるまい、告別料理などの飲食（変動費*）
［返礼品］香典に対するお礼の品物（変動費*）
＊飲食費、返礼品はひとりあたりかかる費用のため、参列人数に比例して変動します。
［お布施の費用］寺院・教会・神社など宗教者への御礼

出典2：霊園使用料・霊園管理料は、都立八王子霊園の例（令和5年度東京都立霊園使用者の募集「令和5年度申込みのしおり」より）。お墓の建立費用は（一社）全国優良石材店の会「第36回（2023）全優石 お墓購入者アンケート」よりお墓建立価格の全国平均額
※地域によってはお墓の建立費用に墓地使用料が含まれている場合があります。

のこされたご家族の支出の心配もあります。

お子さまの大学入学・在学費用　出典3

およそ **481** 万円

※大学入学から卒業まで
※国立大学で自宅から4年間通学した場合

世帯主に万一のことがあった場合に必要と考える生活資金額　出典4

およそ **5,691** 万円

※総額は、サンプル毎の総額（年間必要額×必要年数）の平均値として算出

出典3：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」（2021年12月）

出典4：（公財）生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」（2021年度）

がんや急性心筋梗塞、脳卒中などの　重い病気に備えられます

「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」などの重い病気は、決して他人事ではなく、罹患した場合は、治療のための支出増加など生活を圧迫するリスクがあります。

がん保障定期保険特約 ＊1

（以下記載のお支払額は特約保険金額100万円の場合）

特徴1　がんと診断確定されたとき、一時金をお支払いします

特約がん保険金　100万円

特徴2　万一に備えることができます

特約死亡（高度障害）保険金　100万円

選べる金額範囲＊2　50万円～2,000万円

［しくみ図］

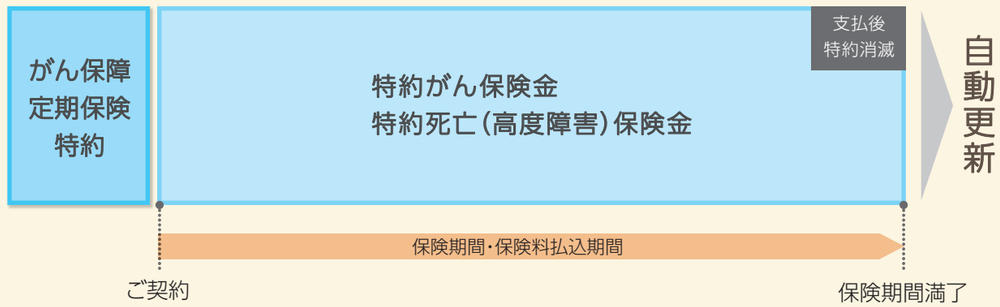

がんに関するデータ

●がんの罹患者を年代別でみてみると20代以降に徐々に増え、50～70代が6割以上を占めていることがわかります。

<がん罹患者における年代別の割合>　出典5

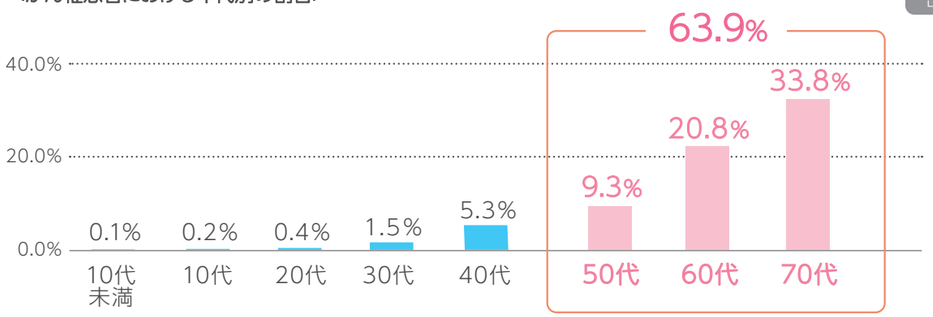

＊1 くわしくは、16ページ以降の「契約概要」をご確認ください。

＊2 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。

特定疾病保障定期保険特約 ＊1

（以下記載のお支払額は特約保険金額100万円の場合）

特徴1　がんと診断確定されたとき、一時金をお支払いします

特約特定疾病保険金　100万円

特徴2　急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき一時金をお支払いします

特約特定疾病保険金　100万円

特徴3　万一に備えることができます

特約死亡（高度障害）保険金　100万円

選べる金額範囲＊2　50万円～2,000万円

［しくみ図］

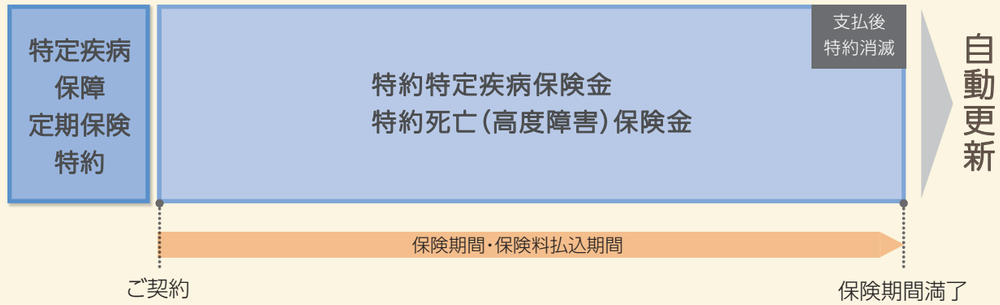

がん・急性心筋梗塞・脳血管疾患に関するデータ

●「がん」「急性心筋梗塞」「脳血管疾患」は死因の約３分の1を占めており、万一のときとあわせた備えが重要であることがわかります。

<死亡総数に占める死因の割合>　出典6

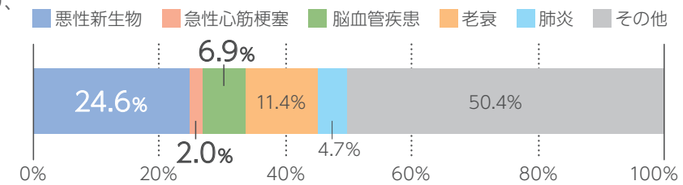

出典５：国立がん研究センターがん情報サービス「全国がん登録に基づく全国がん罹患数・率」（2019 年）をもとに当社作成
出典６：厚生労働省「人口動態統計」（2022 年）をもとに当社作成

認知症の予防や要介護状態の重症化に備えられます

認知症・介護は身近な問題です。また、「認知症」は 予防 早期発見 早期治療 が大切です。

介護保障定期保険特約 ＊1

（以下記載のお支払額は特約保険金額100万円の場合）

特徴1 所定の **認知症** と診断確定されたとき、一時金をお支払いします

認知症診断給付金　20万円

特徴2 **要介護2以上** に認定されたとき、一時金をお支払いします

介護保険金　100万円

特徴3 **万一** に備えることができます

特約死亡（特約高度障害）保険金　100万円

選べる金額範囲 ＊2　**100万円 ～ 500万円**

［しくみ図］

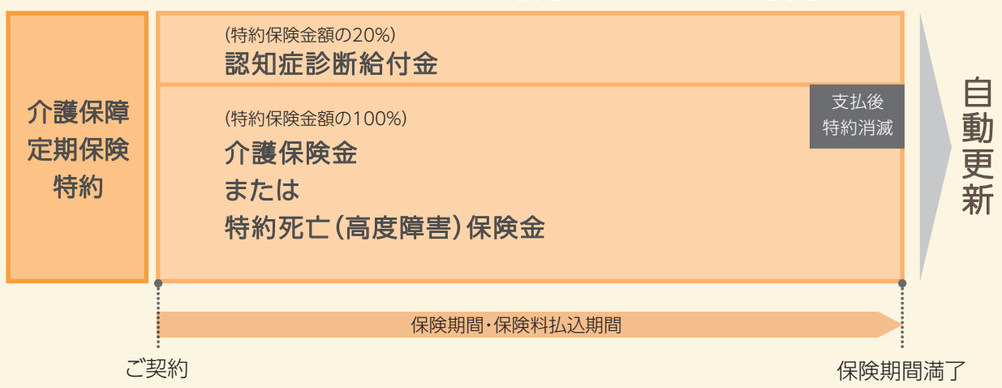

要介護（要支援）者数は年々増加

●認知症になった場合、要介護状態になる可能性が高まります。要介護認定を受ける人は年々増加傾向にあり、実際に要介護状態になられたときは介護費用などを準備する必要があります。

＜要介護・要支援の認定者数の推移＞ 出典7

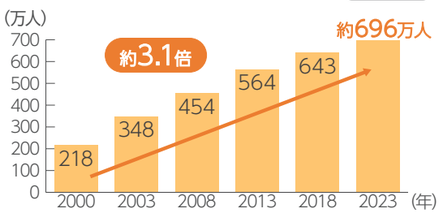

※公的介護保険制度が開始した2000年から23年間の推移。
※要介護・要支援の認定者数の推移にはすべての認定区分が含まれます。
※すべて4月のデータです。
※2008年は要支援者数に経過的要介護者数を含んでいます。

＜公的介護保険の受給対象＞

65歳以上	要介護状態になった**原因を問わずに介護サービス利用が可能**
40～64歳	要介護状態になった原因が**加齢に伴う特定の疾病＊3の場合のみ介護サービス利用が可能** 事故やケガが原因の場合は利用不可
39歳以下	**公的介護保険対象外のため介護サービス利用は不可**

＊1　くわしくは、16ページ以降の「契約概要」をご確認ください。
＊2　保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。
＊3　対象となる特定の疾病については33ページをご覧ください。
＊4　「予防・治療給付金」は生存給付金の愛称です。生存給付金特則を付加した場合、「予防・治療給付金」（生存給付金）をお受け取りいただけます。

軽度介護保障特約 ＊1

（以下記載のお支払額は特約基準金額100万円の場合）

特徴1 **軽度認知障害**・所定の **認知症** と診断確定されたとき、一時金をお支払いします

認知障害給付金　5万円

特徴2 **要支援1・2** に認定されたとき、一時金をお支払いします

要支援給付金　20万円

特徴3 **要介護1以上** に認定されたとき、一時金をお支払いします
（高度障害状態になられた場合もお支払いします）

軽度介護給付金　100万円

特徴4 2年ごと生存で予防・治療給付金をお受け取りいただけます＊4

予防・治療給付金　1、3、5万円から選択可

選べる金額範囲 ＊2　**50万円 ～ 300万円**

［しくみ図］

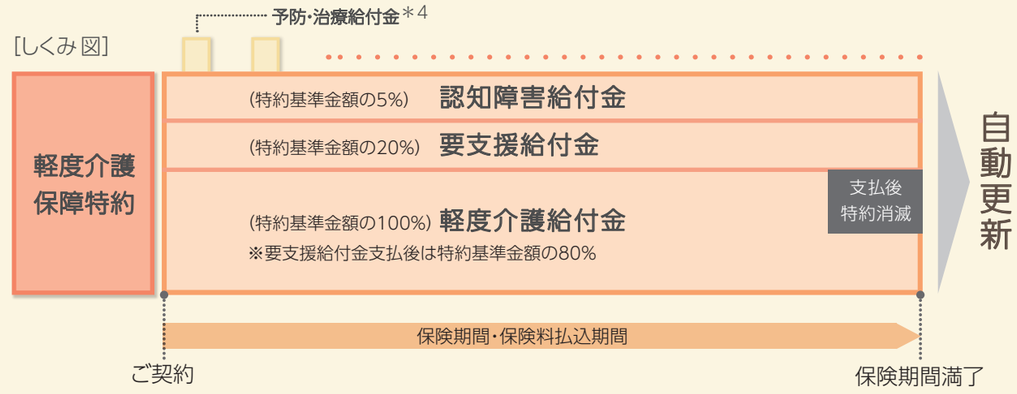

認知症は重症化予防が重要

●認知症予備軍である「軽度認知障害（MCI）」は、65歳以上の高齢者においては約400万人いるとされ、決して他人事とは言えない状況になっています。
●認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）を発見できれば、認知症への進行抑制や回復の可能性があるため、早期発見・早期治療が重要です。

＜認知症高齢者の現状（2012年）＞ 出典8

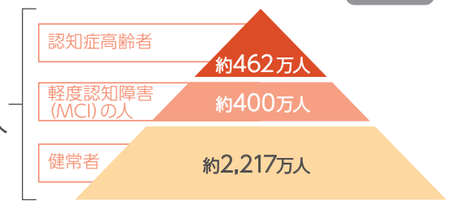

出典7：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定版）」をもとに当社作成
出典8：厚生労働省「認知症施策の現状（老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室）」（2014年12月）

各種保障の一覧

ご心配されることなど

がんに備えたい

がん罹患後の経済的負担

治療にかかる費用のほか、休職・退職した場合の収入減少のリスクがあります。がん罹患により、就業者の約2人に1人の収入が減少しています。

● がん罹患による収入への影響　出典9

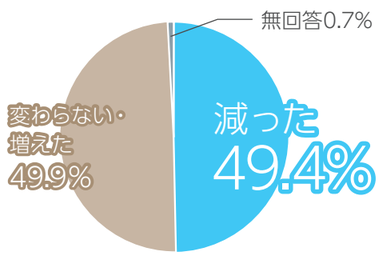

がん以外の重い病気にも備えたい

入院の長期化による収入減少

がん、急性心筋梗塞、脳梗塞などの疾病は、入院期間が長期化するケースもあります。長期化した場合、休職・退職のリスクがあるため、まとまったお金があると安心です。

● 傷病別平均在院日数　出典10

がん	19.6 日
急性心筋梗塞	21.7 日
脳内出血	105.7 日
くも膜下出血	120.0 日
脳梗塞	75.1 日

認知症や要介護状態に備えたい

介護に要する費用や期間

要介護状態になると平均でおよそ5年の介護期間を要し、一時費用や月々にかかる費用なども発生し、多額な出費となる可能性があります。

● 平均介護費用の合計と内訳　出典11

平均介護費用（一時費用）	74万円
＋	
平均介護費用（月額）	8.3万円
×	
平均介護期間	61.1か月
平均介護費用の合計	約 581万円

認知症の予防や要支援にも備えたい

要介護度別の平均介護費用（月額）

要介護度別にみても、軽度の要介護度である要支援1～2であっても平均介護費用は月々5万円前後発生します。

● 要介護度別の平均介護費用（月額）　出典12

要介護度	平均介護費用（月額）
要支援1（社会的支援）	約4.1万円
要支援2（社会的支援）	約7.2万円
要介護1（部分的な介護）	約5.3万円
要介護2（軽度の介護）	約6.6万円
要介護3（中等度の介護）	約9.2万円
要介護4（重度の介護）	約9.7万円
要介護5（最重度の介護）	約10.6万円

おすすめの特約

がん保障定期保険特約

入院・手術の費用や
収入の減少などを踏まえて

おすすめ金額　300万円

特定疾病保障定期保険特約

入院・手術の費用や
収入の減少などを踏まえて

おすすめ金額　300万円

介護保障定期保険特約

長期間にわたる可能性がある
介護費用の補てんとして

おすすめ金額　300万円

軽度介護保障特約

要介護度が軽度の状態でも
早めの重症化防止の費用として

おすすめ金額　100万円

出典9：東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果 がん患者の就労等に関する実態調査（平成31年3月）」をもとに当社作成
出典10：厚生労働省「令和2年患者調査」をもとに当社作成

出典11、12：（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」
※平均介護費用の合計金額は、上記データをもとに当社算出

お支払い例

ご加入内容・お支払事由　　お支払内容

ケース 1

ご加入内容　・定期保険：500 万円

［Ａさんの場合］
運転をしていたところ、
不慮の事故に遭い、
高度障害状態に該当した。

●保障内容

定期保険（500 万円）

お支払額　高度障害保険金　500 万円

定期保険から高度障害保険金 500 万円をお支払いします。

※ 高度障害状態に該当される前にお亡くなりになられた場合は、死亡保険金 500 万円をお支払いします。

ケース 2

ご加入内容
・定期保険：100 万円
・がん保障定期保険特約：300 万円

［Ｂさんの場合］
勤務先の健康診断で再検査と指摘を受け、
その後、再検査を受けたところ
医師から「がん」と診断確定を受けた。

●保障内容

がん保障定期保険特約（300 万円）

お支払額　特約がん保険金　300 万円

定期保険（100 万円）　※左記ケースでのお支払いはありません

がん保障定期保険特約から特約がん保険金 300万円をお支払いします。

※ 特約がん保険金をお支払いする前に死亡または高度障害状態に該当された場合は、定期保険の保険金額とあわせて、死亡（高度障害）保険金として、400 万円をお支払いします。

ケース 3

ご加入内容
・定期保険：100 万円
・介護保障定期保険特約：300 万円

［Ｃさんの場合］
最近、物忘れが多く不安になり、
認知症専門医に診てもらったところ
若年性の認知症と診断確定を受け、
その後、要介護2と認定された。

●保障内容

介護保障定期保険特約（300 万円）

お支払額　認知症診断給付金 60 万円（認知症と診断確定されたとき）　介護保険金 300 万円（要介護 2 と認定されたとき）

定期保険（100 万円）　※左記ケースでのお支払いはありません

介護保障定期保険特約から認知症診断給付金 60 万円と介護保険金 300 万円をお支払いします。

※ 介護保険金をお支払いする前に死亡または高度障害状態に該当された場合は、定期保険の保険金額とあわせて死亡（高度障害）保険金として、400 万円をお支払いします。

※ 上記お支払内容は、保険期間中にお支払事由に該当した場合の例です。

保険料例

ご契約例

- ●保険金額等：以下の表に記載の金額（主契約・特約）
  ※軽度介護保障特約の予防・治療給付金（生存給付金）は３万円として算出しています。
- ●保険期間・保険料払込期間：10 年（主契約・特約）
- ●保険料払込方法：口座振替（月払）/ クレジットカード払（月払）

男　性

（単位：円）

ご契約年齢	主契約		＋	がん保障定期保険特約	特定疾病保障定期保険特約	介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約(生存給付金特則なし)	軽度介護保障特約(生存給付金特則あり)
	300万円	500万円		300万円	300万円	300万円	100万円	100万円
15歳	519	865		570	582	−	−	−
16歳	528	880		597	609	−	−	−
17歳	537	895		621	633	−	−	−
18歳	540	900		642	654	−	−	−
19歳	546	910		660	672	−	−	−
20歳	552	920		675	690	660	143	1,391
21歳	558	930		690	699	666	144	1,392
22歳	564	940		702	714	672	145	1,393
23歳	570	950		717	729	681	147	1,395
24歳	576	960		732	750	687	148	1,396
25歳	582	970		747	774	693	150	1,398
26歳	591	985		768	801	702	151	1,399
27歳	600	1,000		789	837	714	153	1,401
28歳	612	1,020		816	879	726	155	1,403
29歳	624	1,040		849	927	741	157	1,405
30歳	639	1,065		885	981	759	160	1,408
31歳	654	1,090		924	1,041	777	162	1,410
32歳	675	1,125		972	1,104	798	164	1,412
33歳	696	1,160		1,020	1,173	822	168	1,416
34歳	720	1,200		1,074	1,245	852	171	1,419
35歳	744	1,240		1,134	1,317	885	176	1,424
36歳	774	1,290		1,206	1,401	921	180	1,428
37歳	807	1,345		1,284	1,491	963	185	1,433
38歳	843	1,405		1,374	1,596	1,014	189	1,437
39歳	885	1,475		1,479	1,710	1,065	193	1,441
40歳	927	1,545		1,593	1,848	1,119	198	1,446
41歳	975	1,625		1,719	2,001	1,182	203	1,451
42歳	1,026	1,710		1,866	2,175	1,248	209	1,457
43歳	1,083	1,805		2,028	2,370	1,317	215	1,463
44歳	1,143	1,905		2,208	2,592	1,395	222	1,470
45歳	1,209	2,015		2,409	2,835	1,479	230	1,478
46歳	1,284	2,140		2,631	3,102	1,569	240	1,488
47歳	1,359	2,265		2,871	3,399	1,668	250	1,498
48歳	1,443	2,405		3,141	3,717	1,770	262	1,510
49歳	1,533	2,555		3,435	4,065	1,899	282	1,530
50歳	1,635	2,725		3,759	4,446	2,052	310	1,558
51歳	1,743	2,905		4,122	4,863	2,232	348	1,596
52歳	1,863	3,105		4,521	5,325	2,439	395	1,643
53歳	1,995	3,325		4,968	5,826	2,676	450	1,698
54歳	2,142	3,570		5,454	6,378	2,940	512	1,760
55歳	2,304	3,840		5,994	6,981	3,234	578	1,826
56歳	2,475	4,125		6,576	7,635	3,549	650	1,898
57歳	2,664	4,440		7,206	8,346	3,903	734	1,982
58歳	2,865	4,775		7,887	9,114	4,299	830	2,078
59歳	3,081	5,135		8,613	9,936	4,731	935	2,183
60歳	3,318	5,530		9,387	10,818	5,205	1,050	2,298
61歳	3,579	5,965		10,209	11,763	5,718	1,174	2,422
62歳	3,870	6,450		11,073	12,771	6,291	1,314	2,562
63歳	4,194	6,990		11,979	13,842	6,936	1,476	2,724
64歳	4,557	7,595		12,936	14,979	7,671	1,662	2,910
65歳	4,974	8,290		13,950	16,191	8,517	1,880	3,128
66歳	5,442	9,070		15,036	17,487	9,474	2,122	3,370
67歳	5,982	9,970		16,206	18,882	10,545	2,397	3,645
68歳	6,609	11,015		17,469	20,382	11,760	2,713	3,961
69歳	7,338	12,230		18,849	21,993	13,128	3,072	4,320
70歳	8,181	13,635		20,361	23,733	14,667	3,480	4,728

※記載されている保険料は 2024 年 4 月 2 日現在の保険料率を適用しています。
※更新後の保険料は更新日の被保険者の年齢、保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前と異なります。
※上記に記載されていない加入条件でのご加入については保険設計書にてご確認ください。

女　性

（単位：円）

ご契約年齢	主契約		＋	がん保障定期保険特約	特定疾病保障定期保険特約	介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約(生存給付金特則なし)	軽度介護保障特約(生存給付金特則あり)
	300万円	500万円		300万円	300万円	300万円	100万円	100万円
15歳	429	715		462	492	−	−	−
16歳	435	725		486	513	−	−	−
17歳	444	740		507	537	−	−	−
18歳	450	750		537	564	−	−	−
19歳	456	760		567	591	−	−	−
20歳	462	770		603	621	534	121	1,369
21歳	471	785		642	657	543	123	1,371
22歳	477	795		684	693	552	124	1,372
23歳	486	810		726	738	558	126	1,374
24歳	495	825		777	789	570	128	1,376
25歳	507	845		834	846	579	130	1,378
26歳	516	860		891	906	591	132	1,380
27歳	528	880		957	978	603	135	1,383
28歳	540	900		1,026	1,053	618	138	1,386
29歳	552	920		1,098	1,134	633	140	1,388
30歳	567	945		1,173	1,221	651	144	1,392
31歳	582	970		1,260	1,314	669	147	1,395
32歳	597	995		1,347	1,413	690	152	1,400
33歳	615	1,025		1,440	1,515	708	156	1,404
34歳	633	1,055		1,539	1,623	735	162	1,410
35歳	651	1,085		1,644	1,734	765	167	1,415
36歳	669	1,115		1,752	1,854	795	174	1,422
37歳	690	1,150		1,866	1,968	834	181	1,429
38歳	714	1,190		1,974	2,085	873	188	1,436
39歳	738	1,230		2,085	2,202	915	196	1,444
40歳	768	1,280		2,199	2,319	963	205	1,453
41歳	801	1,335		2,310	2,439	1,014	215	1,463
42歳	837	1,395		2,421	2,562	1,071	227	1,475
43歳	873	1,455		2,535	2,685	1,128	239	1,487
44歳	912	1,520		2,649	2,817	1,188	252	1,500
45歳	951	1,585		2,763	2,952	1,251	266	1,514
46歳	993	1,655		2,877	3,087	1,311	278	1,526
47歳	1,032	1,720		2,994	3,228	1,377	289	1,537
48歳	1,074	1,790		3,114	3,369	1,440	300	1,548
49歳	1,116	1,860		3,240	3,513	1,506	314	1,562
50歳	1,158	1,930		3,369	3,663	1,581	330	1,578
51歳	1,203	2,005		3,507	3,822	1,662	349	1,597
52歳	1,254	2,090		3,660	3,993	1,746	369	1,617
53歳	1,308	2,180		3,828	4,182	1,839	394	1,642
54歳	1,359	2,265		4,011	4,389	1,947	425	1,673
55歳	1,416	2,360		4,203	4,614	2,070	461	1,709
56歳	1,479	2,465		4,410	4,854	2,211	504	1,752
57歳	1,542	2,570		4,626	5,112	2,376	559	1,807
58歳	1,620	2,700		4,851	5,391	2,574	628	1,876
59歳	1,704	2,840		5,091	5,685	2,808	711	1,959
60歳	1,797	2,995		5,343	6,009	3,081	811	2,059
61歳	1,908	3,180		5,607	6,360	3,405	924	2,172
62歳	2,034	3,390		5,883	6,744	3,786	1,060	2,308
63歳	2,181	3,635		6,183	7,161	4,236	1,223	2,471
64歳	2,358	3,930		6,501	7,611	4,758	1,418	2,666
65歳	2,562	4,270		6,852	8,100	5,376	1,654	2,902
66歳	2,793	4,655		7,245	8,631	6,057	1,916	3,164
67歳	3,060	5,100		7,689	9,216	6,849	2,229	3,477
68歳	3,366	5,610		8,196	9,861	7,770	2,578	3,826
69歳	3,720	6,200		8,778	10,569	8,838	2,986	4,234
70歳	4,134	6,890		9,450	11,349	10,077	3,458	4,706

ご契約後の安心サービスについて

しんらいの ご家族サポートサービス

保険契約者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等が契約内容の照会や各種お手続きを行うことができます。

お客さまのご家族登録制度
- ご家族を登録していれば契約内容を確認できます。

保険契約者代理特約
- 保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます。

指定代理請求特約
- 指定代理請求人を指定していれば保険金等を請求できます。

「お客さまのご家族登録制度規約」については当社ホームページでご確認ください。

しんらいのご家族サポートサービス 検索

※ ご検討にあたっては『お客さまのご家族登録制度規約』『契約概要』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます

フコクしんらい生命の無料相談室

フコクしんらいダイヤルサービス

健康・介護相談

健康ダイヤルサービス

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについてまで、看護師・介護支援専門員・医師*1*2・栄養士*2が幅広いご相談にお答えします。

年中無休/24時間

年金相談

年金ダイヤルサービス

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。
※当日10時より先着順で予約受付

毎週火・水・木曜日*3/午前10時～午後5時

税務相談

税務ダイヤルサービス

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。
※当日10時より先着順で予約受付

毎週水曜日*3/午前10時～午後5時

*1 医師へのご相談は精神科・心療内科を除きます。
*2 医師・栄養士へのご相談は予約となる場合があります。
*3 年金相談と税務相談は、祝日・年末年始を除きます。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トレ

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

- ☑ 川島隆太教授（東北大学加齢医学研究所）監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定（セルフチェック）
- ☑ 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる
- ☑ 認知機能の維持・改善効果はモニター実験で検証済み

1日10分、自宅で脳の健康づくり！

＊ 当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります。

※「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
・各サービスは2024年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※ この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。
※ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1.保険金等のお支払いについて

● この保険で支払われる保険金等はつぎのとおりです。（保険金等をお支払いできない場合もあります。）

【主契約の保障内容】

主契約の名称	お支払事由 <被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする保険金	お支払額	お支払限度
定期保険	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金 （高度障害保険金）	保険金額	－

【特約・特則の保障内容（付加できる主な特約）】

特約の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする保険金等	お支払額	お支払限度等
低解約返戻金型収入保障特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約遺族年金 （特約高度障害年金）	特約年金月額と同額	年金支払満了日まで毎月支払い
特定疾病保障定期保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）	特約保険金額	いずれかの特約保険金をお支払いした場合、特約は消滅
	所定のがんと診断確定されたとき、または、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられたとき※1	特約特定疾病保険金		
がん保障定期保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）	特約保険金額	いずれかの特約保険金をお支払いした場合、特約は消滅
	所定のがんと診断確定されたとき※1	特約がん保険金		
介護保障定期保険特約	責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたとき	認知症診断給付金※2	特約保険金額の20%	特約死亡保険金（特約高度障害保険金）または介護保険金のいずれかをお支払いした場合、特約は消滅
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ① 所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 所定の寝たきりによる要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	介護保険金※3	特約保険金額	
	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）		

特約・特則の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする保険金等	お支払額	お支払限度等
軽度介護保障特約	責任開始期からその日を含めて90日経過した日の翌日以後、初めて所定の認知障害（軽度認知障害（MCI）・認知症）と診断確定されたとき	認知障害給付金※2	特約基準金額の5%	軽度介護給付金をお支払いした場合、特約は消滅
	傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度にもとづく要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	要支援給付金※2	特約基準金額の20%	
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度にもとづく要介護1以上に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の日常生活動作における要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護給付金※4	特約基準金額の100% （要支援給付金の支払後は、特約基準金額の80%）	
生存給付金特則	２年ごと、または特約保険期間満了時に生存しているとき	生存給付金	生存給付金額	
災害割増特約	不慮の事故※5や所定の感染症により死亡または所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金 （災害高度障害保険金）	災害死亡保険金額	－
傷害特約	不慮の事故※5や所定の感染症により死亡されたとき	災害死亡保険金	災害死亡保険金額	－
	不慮の事故※5で所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金	災害死亡保険金額の10%～100%	通算100%

※1 お支払対象となる各疾病のお支払事由はつぎのとおりです。

がん	初めて所定のがんに罹患し、医師によって診断確定されたとき （ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、特約の責任開始期から起算して90日以内に罹患し、診断確定された乳がんは対象外）
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

※2 認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ1回のみです。お支払いした場合、特約を更新されても再度お支払いはいたしません。
※3 介護保険金のお支払いは1回のみです。介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金、認知症診断給付金はお支払対象外となります。
※4 軽度介護給付金のお支払いは1回のみです。軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金特則を付加した場合の生存給付金はお支払対象外となります。
※5 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象です。

2.ご契約のお取扱内容について

【保険期間・保険料払込期間・契約年齢・保険金額】

保険種類	保険期間※1 （年満期は5年刻み、歳満期は5歳刻み）	保険料払込期間		契約年齢※2	保険金額※3
定期保険	100歳満期	【全期払】 保険期間と同一		6～80歳	100万円～3億円
		【短期払】 55～85歳 （払込期間15年以上、5歳刻み）		6～70歳	
	【年満期】5～30年	保険期間と同一 （全期払のみ）		6～80歳	
	【歳満期】55～99歳 （1歳刻み）				
低解約返戻金型収入保障特約※4	【年満期】10～30年	特約保険期間と同一 （全期払のみ）		15～75歳	特約年金月額 5万円～※5
	【歳満期】55～85歳				
特定疾病保障定期保険特約	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 （全期払のみ）		15～70歳	50万円～2,000万円
	【歳満期】55～85歳				
がん保障定期保険特約	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 （全期払のみ）		15～70歳	50万円～2,000万円
	【歳満期】55～85歳				
介護保障定期保険特約	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 （全期払のみ）		20～80歳	100万円～500万円 【認知症診断給付金の給付金倍率】２０％
	【歳満期】55～85歳				
軽度介護保障特約※6 （生存給付金特則なし）	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 （全期払のみ）		20～80歳	50万円～300万円
	【歳満期】55～85歳				
軽度介護保障特約※6 （生存給付金特則あり）	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 （全期払のみ）		20～80歳	50万円～300万円 【生存給付金額】 1、3、5 万円※7
	【歳満期】55～85歳				
災害割増特約	【年満期】5～30年	全期払	特約保険期間と同一	6～70歳	100万円～1億円
		短期払	5～25年(5年刻み)		
	【歳満期】55～85歳	全期払	特約保険期間と同一		
		短期払	55～80歳 （払込期間5年以上特約保険期間未満、5歳刻み）		
傷害特約	【年満期】5～30年	全期払	特約保険期間と同一	[本人型] 6～70歳 [本人・配偶者型] 18～70歳	50万円～1,000万円
		短期払	5～25年(5年刻み)		
	【歳満期】55～85歳	全期払	特約保険期間と同一		
		短期払	55～80歳 （払込期間5年以上特約保険期間未満、5歳刻み）		

※1 保険期間について、つぎのとおり制限があります。
年満期： 定期保険は満期時年齢100歳以下、特約は満期時年齢85歳以下
歳満期：【保険期間5年以上】 定期保険、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約、災害割増特約、傷害特約
【保険期間10年以上】 低解約返戻金型収入保障特約
【保険期間5年以上40年以下】 介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約
※2 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
※3 保険金額のお取扱いについては年齢や診査の区分、ご加入状況などにより制限があります。
※4 年金を支払う場合の最低保証年数である「最低支払保証期間」は、1、2、5年から選択いただけます。
※5 最高年金月額は、基本年金月額に年金支払期間に応じた所定の係数を乗じた金額が3億円までとなります。
※6 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。
※7 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。

【保険料払込方法】月払・半年払・年払

3.リビング・ニーズ特約（2009）について

● この特約に対する保険料は不要です。

● ご契約にリビング・ニーズ特約（2009）を付加することで、余命6か月以内と判断されるとき、生存中に保険金をお受け取りいただけます。

● リビング・ニーズ特約により受け取る保険金は非課税扱です。

※ 保険金額の範囲内（最大3,000万円）で、ご請求時に指定いただいた金額から、6か月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

4.保険契約者代理特約について

● この特約に対する保険料は不要です。

● ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

※「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。
- 保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- その他上記に準じる状態であるとき

5.指定代理請求特約について

● この特約に対する保険料は不要です。

● ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。
また、指定代理請求人が保険金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が保険金等の代理請求をすることができます。

※「特別な事情」とは、被保険者ご自身が保険金等を請求できないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。
- 被保険者が、心神喪失の常況にあるため、保険金等を請求できないとき
- 被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、保険金等を請求できないとき
- 被保険者ご本人が、余命が6か月以内と知らされていないため、保険金等を請求できないとき　　など

6.保険料払込の免除について

● 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

7.保険料の高額割引について

● 主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、高額割引の適用により保険料が割安となります。
（ただし、一時払部分にはこの制度の適用はありません。）

8.契約者配当金について

● この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

9.解約返戻金について

● 定期保険（主契約）
- ご契約の解約等の場合には、年齢、性別、保険料払込年月数および経過年月数等に応じた解約返戻金をお支払いします。
- 解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 死亡保障主体の保険ですので、解約されると解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

● 低解約返戻金型収入保障特約（特約）
- この特約は、解約に際してお支払いする金額（解約返戻金）を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 低解約返戻金期間中にご契約の解約または特約年金月額を減額されますと、お受取りになる解約返戻金は、払込年月数および経過年月数により計算した額に、低解約返戻金割合（70%）を乗じた水準となります。
- 解約されると解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 死亡保障主体の特約ですので、解約されると解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

● 介護保障定期保険特約（特約）
- この特約には解約返戻金はありません。

10.自動更新について

● 保険契約者宛てに、更新日の3か月前に「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。ただし、低解約返戻金型収入保障特約は自動更新の対象外です。

● 更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前と異なります。

● 更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
また、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額を減額、保険期間を短縮して更新することができます。

● 生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の生存給付金のお支払いはありません。（保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。）

● 特別な条件（保険料の割増、保険金・給付金の削減）が適用されているご契約など、更新のお取扱いができない場合があります。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

●この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1.クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご 契 約	期 間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて８日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の領収日※のいずれか遅い日からその日を含めて８日以内 ※ 第１回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた場合には、「領収日」は第１回保険料が指定口座へ着金した日となります。

● お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
● お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
● お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

● 当社が指定する医師の診査が終了したとき
● 債務履行の担保のための保険契約であるとき
● 既契約の内容変更のとき
● 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

・書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨　②お申出日　③申込者等の住所　④証券番号
⑤募集代理店名　⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）

（ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）

・郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132　東京都新宿区西新宿８-17-1
フコクしんらい生命保険株式会社　クーリング・オフ担当　行

・書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

・当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命
【ホームページ】　https://www.fukokushinrai.co.jp

・お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2.健康状態や職業などの告知（告知義務）

告知義務

● 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

・生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
・ご契約にあたっては、
・過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）　・現在の健康状態　・身体の障がい状態　・職業　など
について書面（告知書）で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
・医師扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様に事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

ご注意
告知受領権
・告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
・当社の代理店（生命保険募集人）・生命保険面接士は告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

お申込内容などの確認

● ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

● 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金等のお支払いなどが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。
● 傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。（お引受けできないことや「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。）

正しく告知されない場合

● 故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日、復旧日）から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

ご注意 責任開始日（または復活日、復旧日）から２年を経過していても、保険金・給付金等のお支払事由などが２年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合

- 保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。
  （ただし、「保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）
- 解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- 以下の場合は、当社はご契約または特約を解除することはできません。
  - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
  - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

● 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、
- 責任開始日（または復活日、復旧日）からの年数は問いません。
  （告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消しとなることがあります。）
- すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

３.保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

● 当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

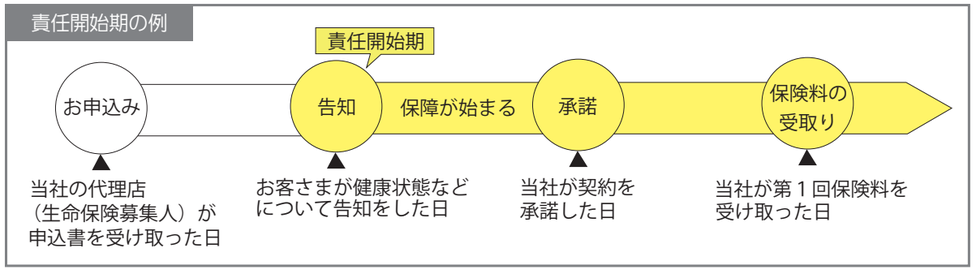

● 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第１回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
- 第１回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第１回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

- 猶予期間内に第１回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。

ご注意 第１回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第１回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。）を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

参照 具体例などくわしくは、**「ご契約のしおり・約款」⑬ 保障の開始（責任開始期）**をご覧ください。

ご注意
- 介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- 軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4.保険金・給付金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合（高度障害保険金など）
  ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合

（例）・保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
・保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき　など

- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、第１回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効になった場合
- 第２回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺の行為があってご契約が取消しになった場合
- 保険金・給付金等の不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 保険金・給付金等の免責事由に該当した場合

（例）・責任開始日から３年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
・受取人等の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき　など

- 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合
  （認知症診断給付金）
- 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合
  （認知障害給付金）
- がん保障定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約について、つぎの場合、特約がん保険金または特約特定疾病保険金は支払われません。
  ・特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合
  ・特約の責任開始期から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定された場合

参照 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑧ 保険金等をお支払いできない場合 をご覧ください。

5.保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

保険料払込の猶予期間

- 第２回目以降の保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払込みください。
  払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。

ご契約の失効

- 猶予期間内に第２回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。

保険料の振替貸付

猶予期間内に保険料のお払込みがないときでも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。
この場合、所定の利率で利息がかかります。　（複利計算）

ご契約の復活

- いったん失効したご契約でも、失効後３年（特別条件付契約の場合は２年）以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

参照 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑰ 効力を失ったご契約の復活をご覧ください。

6.ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

低解約返戻金型収入保障特約の解約返戻金について

- 「低解約返戻金型収入保障特約」の解約返戻金の水準は、つぎのとおりとなります。

低解約返戻金期間中	払込年月数および経過年月数により計算した額に低解約返戻金割合（70%）を乗じた水準となります。
低解約返戻金期間満了後	経過年月数により計算した額となります。

介護保障定期保険特約の解約返戻金について

- 介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」㉑ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

7.業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」 お願いとお知らせ 「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

8.現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。
  - 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
    特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、**告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。**
- 新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で保険金等をお支払いできないこともあります。
  - 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および保険金等のお支払いについては、**「3.保障の開始（責任開始期）」** および**「4.保険金・給付金等をお支払いできない場合」**を再度ご確認ください。
  - 特につぎの内容にご留意ください。
    - ▶ 新たにお申込みの保険契約の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したときは死亡保険金（特約死亡保険金、特約遺族年金）の免責事由に該当します。
    - ▶ 特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金、がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（乳がん）の保障がありません。
    - ▶ 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
    - ▶ 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

9.保険金・給付金等のご請求について

- **保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の「お客さまサービス室」にご連絡ください。**
- 保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
  (ホームページアドレス：https://www.fukokushinrai.co.jp)
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者の**ご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。**
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- ご契約に保険契約者代理特約や指定代理請求特約を付加することにより、保険契約者や被保険者が受取人となる保険金等について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人または指定代理請求人が保険金等を代理で請求することができます。
  - ▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。
  - ▶ 指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、**「ご契約のしおり・約款」⑦ しんらいのご家族サポートサービス** の **保険契約者代理特約、指定代理請求特約** をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命　お客さまサービス室」へご連絡ください

フコクしんらい生命 お客さまサービス室
ＴＥＬ：0120-700-651（通話料無料）
受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
  (ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お客さまの個人情報に関する重要事項

1.個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客さまの個人情報を、以下の目的のために利用します。

（1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
（2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
（3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（4）その他保険に関連・付随する業務

2.個人情報の留意事項

（1）機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

（2）第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客さまの個人情報を第三者に提供することがあります。

① 医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
② 再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
③ 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

（3）その他個人情報の利用・提供

① 法令にもとづく場合
② 当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
③ 契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
⑤ 保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
⑥ 保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3.プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。
その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧いただくか、お客さまサービス室へご照会ください。

【ホームページ】
https://www.fukokushinrai.co.jp
【お客さまサービス室】
ＴＥＬ：0120-700-651（通話料無料）
受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

公的保障制度について

監修●社会保険労務士　長野 加寿美

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2024年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとになる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間（免除期間などを含む）が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。
年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性（女性でも公務員などの期間がある方）であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

*1　平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
*2　平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!

「働き方・暮らし方」の変化に応じて将来受け取る年金額を試算できる

年金額を見える化する　公的年金シミュレーター
https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp

公的年金シミュレーター使い方HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。
※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます（ただし、保険料納付要件をみたす必要があります）。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。
※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

*1　直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
*2　「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、のこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者（妻または夫）」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

*「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。
満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。
第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの＊ **給付対象**	左記以外を原因とするもの（交通事故など） **給付対象外**
65歳以上の方	原因を問わず **給付対象**	

＊ ●がん（末期） ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護（要支援）認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部（入浴・掃除など）に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

	保険診療	
医療費	公的医療保険負担	1～3割自己負担

●医療費の自己負担割合

小学校入学前	2割
小学生以上70歳未満	3割
70～74歳	2割 ＊1
75歳以上	1割 ＊2

＊1 現役並み所得の場合は3割となります。
＊2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

●自己負担限度額（70歳未満）

1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、高額療養費制度により超過分が支給されます。

所得区分		自己負担限度額
標準報酬月額	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% ＜4回目以降：140,100円＞
	53万円以上83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% ＜4回目以降：93,000円＞
	28万円以上53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ＜4回目以降：44,400円＞
	28万円未満	57,600円 ＜4回目以降：44,400円＞
住民税非課税		35,400円 ＜4回目以降：24,600円＞

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がいのとき

▶身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分（区分1～6）」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です（所得に応じた自己負担上限あり）。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。（所得制限があります。）
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について（2021年４月版）」

▶身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級
肢体不自由	1～7級
心臓機能障害	1・3・4級
腎臓機能障害	1・3・4級

障害部位	認定される等級
呼吸器機能障害	1・3・4級
膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
小腸機能障害	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
肝臓機能障害	1～4級